

「令和5年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業（次期RESASシステム構築・運用保守業務）」
の仕様書案に対する意見への回答

No	頁番号	行番号	項目	種類	意見	理由	回答
1	5	17	2.3.1 システム開発対象マップ	4	次期 RESAS システム構築対象は 20 メニューを見込むこととし、詳細な移行対象については、「11. 入札に係る資料の閲覧について」を参照すること。とされているが、本事業の本公示時に、詳細が提示される理解で相違ないか、ご教示いただきたい。	正確な仕様、要件を把握するため	公告時に詳細は提示予定ですが、記載の通り調達仕様書ではなく、資料閲覧にて参照いただく予定です。
2	5	17	2.3.1 システム開発対象マップ	4	次期システムでは20メニューを対象にリリースした場合、次期システムリリース後も、現行システムと並行稼働し、システム連携する等、現行システムの取り扱いについて、ご教示いただきたい。	正確な仕様、要件を把握するため	移行対象外の現行システムメニューに関しては、現環境で継続して稼働いたします(別事業の令和5年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業（地域経済分析システムのシステム更新・運用・保守業務）にて実施)。システム内連携は発生せず、各メニュー毎に遷移先が次期システム及び現行システムに分かれる想定になります。
3	5	24	2.4 次期RESAS システム運用・保守業務 (1)システム稼働環境の整備と稼働	4	「エラー! 参照元が見つかりません。」について正しい参照先に修正していただきたい。	-	正しい参照先を記載いたします。
4	7	23	2.4 次期RESAS システム運用・保守業務 (2)システム運用・保守の定期作業(目次・週次・月次)の実施 セキュリティ診断作業	1	「受託者自身やその関連会社等、第三者性が認められないセキュリティ診断の実施は不可とする。」について、受託者自身、その関連会社等でのセキュリティ診断を認めていただきたい。	受託者のセキュリティ診断の知見の活用、セキュリティ診断費用の外注コスト削減のため。	受託者自身又はその関連会社等でのセキュリティ診断については、第三者性を客観的に判断することが困難であると考えていることから認めていません。
5	10	12	3.1 データ基本要件	4	民間企業からのデータ購入は想定されているのか、ご教示いただきたい。想定されているのであれば、過去実績より想定される金額規模感も合わせてご教示いただきたい。	費用の積算に必要となるため	本事業ではデータ購入費は発生いたしません。
6	13	21	3.2.1 デザイン	1	「Web デザインの詳細に関しては、デジタル庁が提供する各種目的別Webサイトガイドを参照すること。 (https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/)」について、具体的なドキュメント名を記載していただきたい。	記載されているURL上の資料から「Webサイトガイド」を確認できなかったため。	該当URLを記載いたします。
7	13	25	3.2.2 ドメイン	1	「Web デザインの詳細に関しては、デジタル庁が提供する各種目的別Webサイトガイドを参照すること。 (https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/)」について、具体的なドキュメント名を記載していただきたい。	記載されているURL上の資料から「ドメイン管理ガイドライン」を確認できなかったため。	該当URLを記載いたします。
8	26	3	10. 納品物	4	設計・構築工程における役割については作業の完了タイミングに合わせて請求・支払を実施いただくことは可能でしょうか。また、各納入成果物の納入スケジュールを提案することを求めているかがでしょうか。	政府調達における潮流を踏まえた請求・支払とするため。また、健全な競争性を確保するとともに、本システムの調達目的及び調達の期待する効果の実現に当たって、より有効となる提案を求めため。	本事業では、各作業の完了に合わせた支払いを可能とする部分納品および部分払いが存在しない契約形式となる予定です。
9	29	4	11. 入札に係る資料の閲覧について	4	現行RESAS に関する資料について、基本設計書、詳細設計書を含めていただきたい。	現行システムの設計内容の詳細を把握したいため。 「10.1 納品物一覧」にある基本設計書、詳細設計書の記載内容・粒度の参考としたいため。	現行RESASのシステム関連の設計書を閲覧対象として記載いたします。
10	29	12	11. 入札に係る資料の閲覧について	4	「システム基盤構築検証結果」について、「令和5年度経済産業省 デジタルプラットフォーム構築事業（次期RESASシステム構築・運用保守業務）仕様書（別添）」のP21「令和4年度事業で要件定義まで実施」と記載のある機能の要件定義内容が含まれる理解で相違ないか、ご教示いただきたい。	次期RESAS システム構築に向けた基盤検証の内容を詳細に把握したいため。	「システム基盤構築検証結果」については、「令和5年度経済産業省 デジタルプラットフォーム構築事業（次期RESASシステム構築・運用保守業務）仕様書（別添）」のP21「令和4年度事業で要件定義まで実施」と記載のある機能の要件定義内容が含まれる理解で相違ありません。

No	頁番号	行番号	項目	種類	意見	理由	回答
11	-	-	ハードウェア、サービス及びソフトウェアの調達	4	<p>本案件で受注者が調達するハードウェア、サービス及びソフトウェアについて、複数の調達方式を採用可能とし、事業者の提案内容に応じた提案を求めてはいかでしょうか。</p> <p>【追記案】 本案件で利用するハードウェア、サービス及びソフトウェアの調達は、再販業務又はサービス提供業務として実施するなど適切な方法を提案することができるものとする。再販業務として実施する場合、受注者は、これらの製品から得た権利(保証及び補償請求権を含む。)を、それらが譲渡可能である範囲で、地域経済産業調査室にそのまま譲渡するものとする。これらの製品には、(出荷・納入、使用許諾、保守、保証、責任、取消・返品等に係る)各製品・サービスの提供者の定める条件が直接適用されることとなり、保証についても各製品・サービスの提供者が直接地域経済産業調査室に対し責任を負う。当該条件の提示および応諾に係る方法及び手順については、各製品・サービスの条件に沿うこととする。製品・サービス等の販売が含まれる場合、役務の提供とは性質や適用条件を異にするものであるため、再販業務の役務提供部分に係る責任には、各製品・サービスに係る責任を含まないものとする。サービス提供業務として実施する場合、本システムの稼働に係る環境提供を、受注者のサービスとして提供する。この場合、各製品・サービスには、出荷・納入、使用許諾、保守、保証、責任、取消・返品等、各製品・サービスの提供者が定めるものに準じた条件が適用される。</p>	幅広い提案を可能とすることで、より有効となる提案を求めるため。	事業者からの提案内容に含めていただくことについては問題ございませんが、調達仕様書への反映は想定しておりません。
12	7	-	-	4	<p>「2.4. (2) システム運用・保守の定期作業(日次・週次・月次)の実施」において、セキュリティ診断作業が定義されている。本項目は、次期システムがリリースされた後の運用保守期間にて実施すべき作業項目である認識だが、リリース予定である令和6年1月末～3月の間に実施するという事で相違ないか。</p> <p>本役務においては、構築時点でセキュリティ診断業務を実施し、運用保守期間においては、脆弱性等の検知は行うものの、この期間での脆弱性診断は任意とするのが望ましい。</p>	役務全体のスケジュール上、構築期間での実施が望ましく、運用保守期間での実施は難しいと考えられるため。	ご意見踏まえて、構築段階で診断とするよう記載を修正いたします。
13	9	-	-	4	<p>本番環境と検証環境に関する記載がありますが、これらは全て貴省が用意するクラウドアカウント上で構築する(費用の負担は貴省)ということで相違ないでしょうか。</p>	クラウド利用料の負担について明確にするため。	アカウントは事業者側で用意していただきます。また、費用につきましては、契約時に事業費として計上いただき、契約終了時に当省から事業者へお支払いすることとなります。仕様書へその旨記載いたします。
14	9	-	-	4	<p>事業者が開発時に利用する環境についても、同一のアカウント上に構築するという事でよろしいでしょうか。</p> <p>開発環境については、事業者で用意するというのであれば、その旨をご教示ください。</p>	クラウド利用料の負担について明確にするため。	開発環境と本番環境のアカウントはいずれも事業者側でご用意いただきます。仕様書へその旨記載いたします。

- (注1) 種類欄には、次から選択した番号を記載のこと。(1. 要求水準を下げよ 2. 要求水準を上げよ 3. 修正せよ 4. その他)
(注2) 意見及び理由は、130文字以内で明確かつ簡潔に記載すること。ただし、その字数内では不足する部分は、別添資料に記載すること。
(注3) 本様式の変更はしないこと。
(注4) 電子媒体も併せて提出のこと。